

平成28年11月28日

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（11月28日16時現在）

1 農場の概要

所在地：青森市

飼養状況：あひる（フランス鴨）16, 500羽

2 これまでの経緯

本日午前8時35分に、当該農場から青森家畜保健衛生所に死亡鳥が増加したとの連絡があり、青森家保が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、午前11時20分に10羽中9羽で陽性を確認しました。

緊急の措置として次の対応を実施しました。

ア 当該農場の飼養家さんの隔離

イ 当該農場周辺の家きん飼養農場の状況や異常の有無等の早急な把握

ウ 周辺農場に対する移動自粛の要請

3 今後の対応

青森家畜保健衛生所での病性鑑定の結果及び死亡羽数の状況等から、国が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定した場合には、飼養家さんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における家畜伝染病予防法に基づく移動制限等、必要な措置をとることとしています。

<参考>移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km以内）	4	14,235羽
搬出制限（10km以内）上記除く	3	395,850羽

【報道機関へのお願い】

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、御協力をお願いします。

報道機関用提出資料	
担当課	畜産課 衛生・安全グループ
担当者	村井グループマネージャー
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 高谷次長 内線 4967